

第2期愛南町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

愛南町

はじめに

近年、わが国では人口減少や少子高齢化が進み、核家族化による家族形態の変化や就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。そうした中で、子育てに対する不安や孤立、負担を感じる家庭は少なくなく、子育てをめぐる課題に対して、社会全体で支援する新しい仕組みを構築していくことが必要となっています。

こうした背景のもと、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を推進してきました。また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障しています。

愛南町においても、次世代育成支援対策推進法に基づく「愛南町次世代育成支援行動計画」の策定や、その後の「子ども・子育て支援法」に基づく「愛南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、様々な子育て支援に取り組んできています。今後も子ども・子育て支援の総合的な取組を確実に推進していくため、第1期計画の進捗状況などを踏まえ「第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画に基づいて、地域における子育て力が低下しないよう、多様なニーズに対応できる支援策を構築し、保育の質の向上、保育環境の充実を図ります。

最後に、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました「愛南町子ども・子育て会議」の委員の皆さまはじめ、「子育て支援に関するアンケート調査」、パブリックコメントなどにご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。今後とも町民の皆さまには、愛南町の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 愛南町の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による愛南町の状況	5
2 「愛南町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	11
3 意識調査結果の概要	13
4 愛南町の現状からみえる課題	21
第3章 計画の基本理念と施策の展開	22
1 計画の基本理念	22
2 計画の基本的な視点	23
3 基本目標	23
4 施策体系	26
第4章 施策の推進方策	27
1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり	27
2 地域における子育て支援の充実	38
3 安全・安心なまちづくりの推進	40
4 親子がともに学べる環境の整備	42
5 親子の健康の確保・成長の支援	45
6 仕事と家庭生活の両立支援	49
7 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取組の推進	51
第5章 推進体制	53
1 住民や地域関係団体との協働	53
2 庁内の推進体制	53
3 計画の進捗状況の管理・評価	53

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

愛南町においては、平成 21（2009）年度に策定した「愛南町次世代育成支援地域行動計画 子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく愛南プラン」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「愛南町子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本町では、「愛南町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「愛南町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、本計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

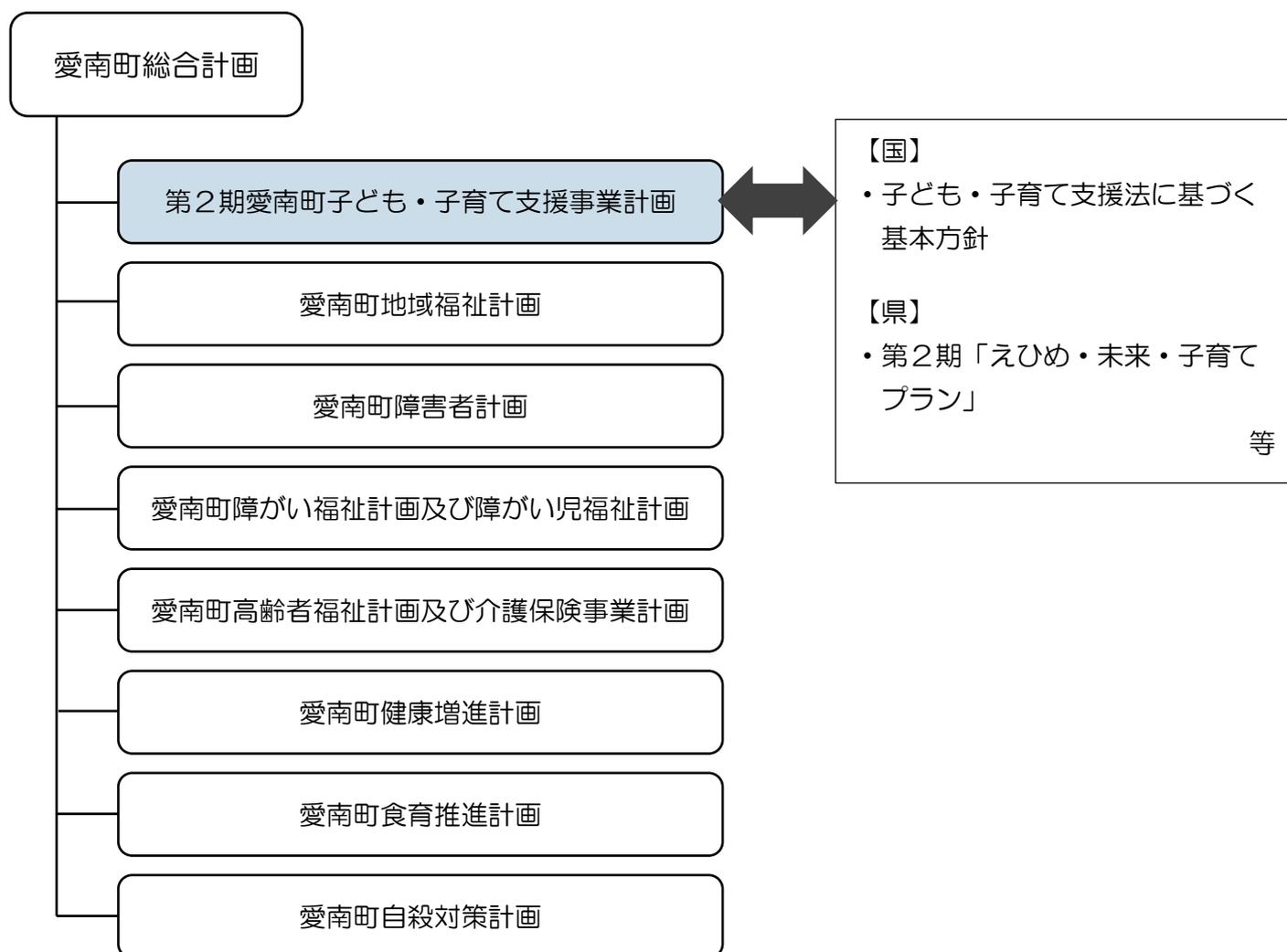
○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもへの貧困対策に関する事項を本計画に位置づけ

(2) 他の計画との関係

本計画は、本町の上位計画である「愛南町総合計画」を上位計画とし、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、町の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



3 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期に至るまでの、概ね18歳までのすべての子どもとその家庭を対象としています。また、子育て支援を町と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
愛南町子ども・子育て支援事業計画					第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

〔アンケート調査の実施〕

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成30（2018）年11月に実施しました。

〔ヒアリング調査の実施〕

本計画の策定にあたり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和元（2019）年10月に実施しました。

〔子ども・子育て会議の設置〕

本計画の策定にあたっては、関係者及び町民の意見を広く反映させるため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「愛南町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

〔パブリックコメントの実施〕

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。

第2章 愛南町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による愛南町の状況

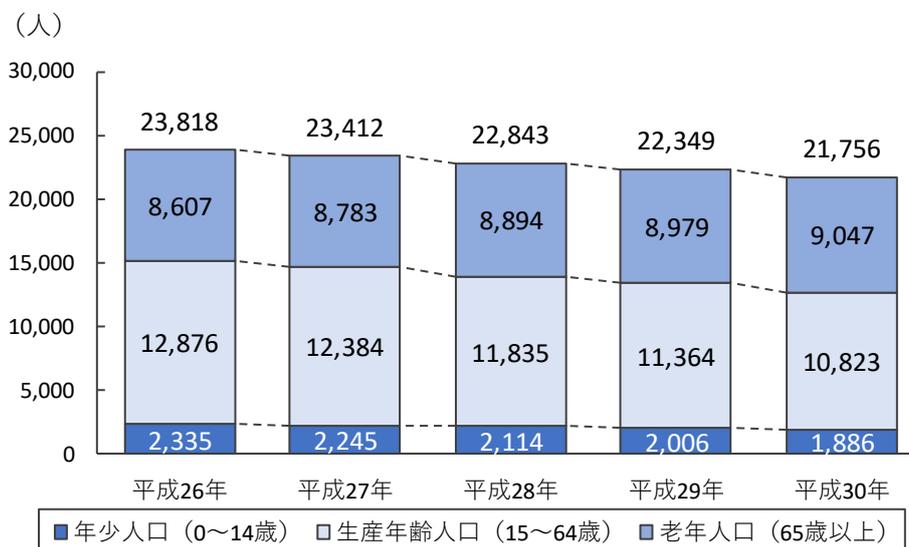
(1) 人口の推移

本町の人口は、平成26年から平成30年にかけて減少しており、平成30年では21,756人となっています。

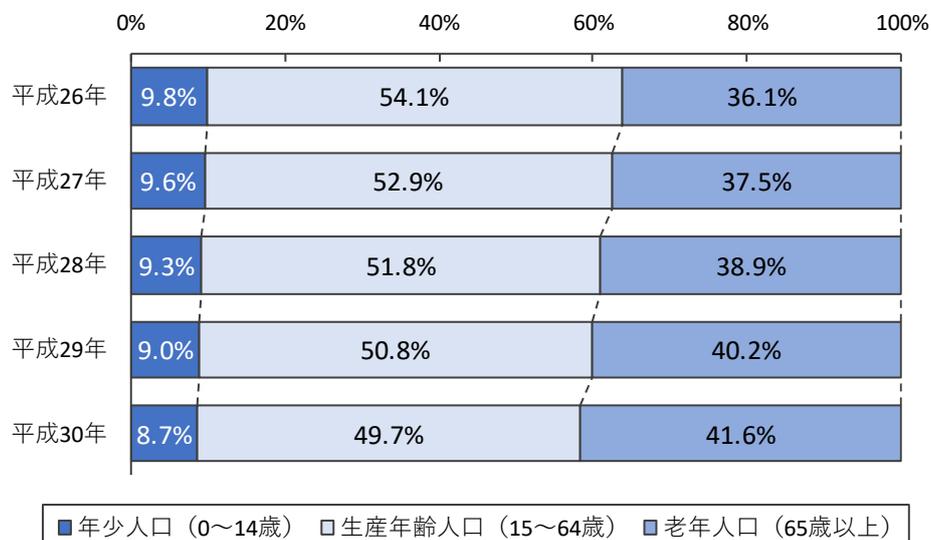
また、年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向であるのに対し、老年人口は増加傾向にあります。

■総人口及び年齢3区分別人口割合の推移

【総人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



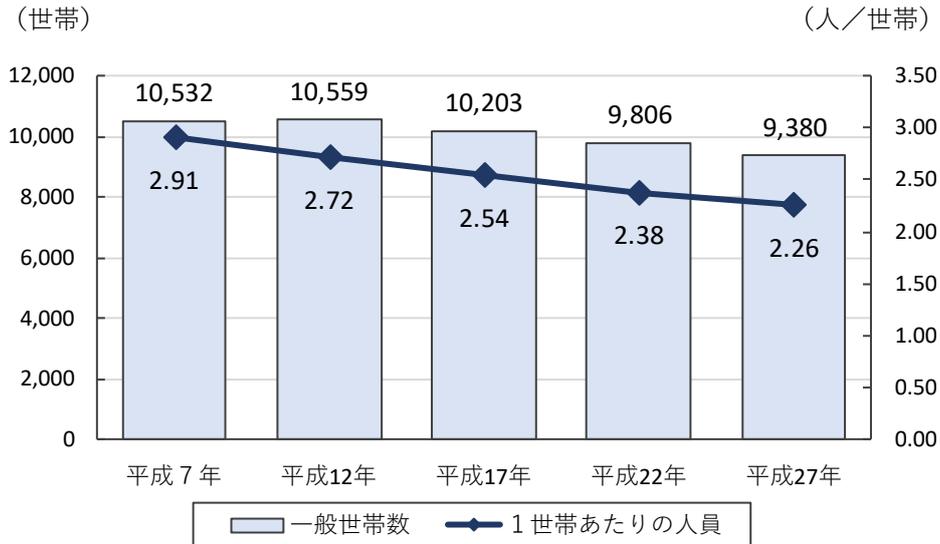
【資料】住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 世帯数の推移

[1] 世帯数・1世帯あたりの平均世帯人数の推移

本町の世帯数状況は、平成12年以降は減少が続いており、平成22年には一般世帯数が10,000世帯を下回り、平成27年では9,380世帯、1世帯あたりの人員が2.26人/世帯となっています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

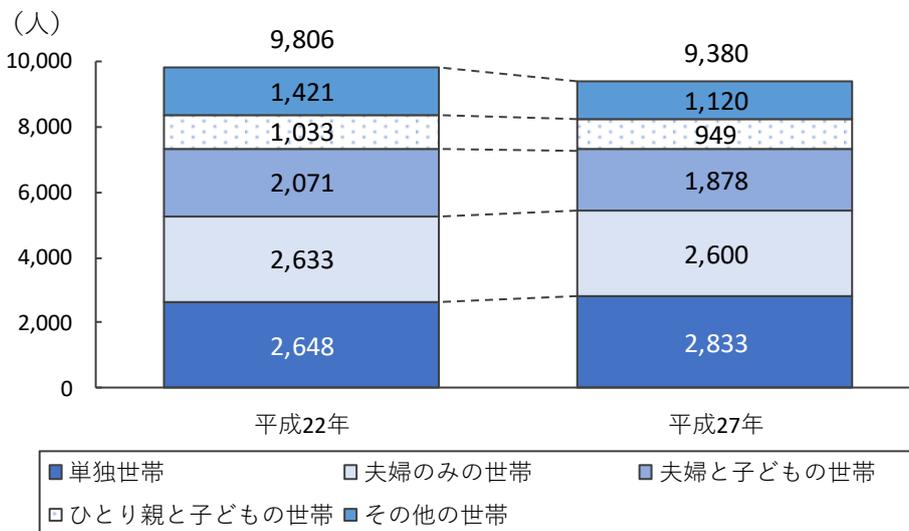


【資料】国勢調査

[2] 世帯構成の推移

世帯構成について平成22年と平成27年を比較してみると、世帯数が減っている中で、単独世帯が増えています。

■世帯構成の推移



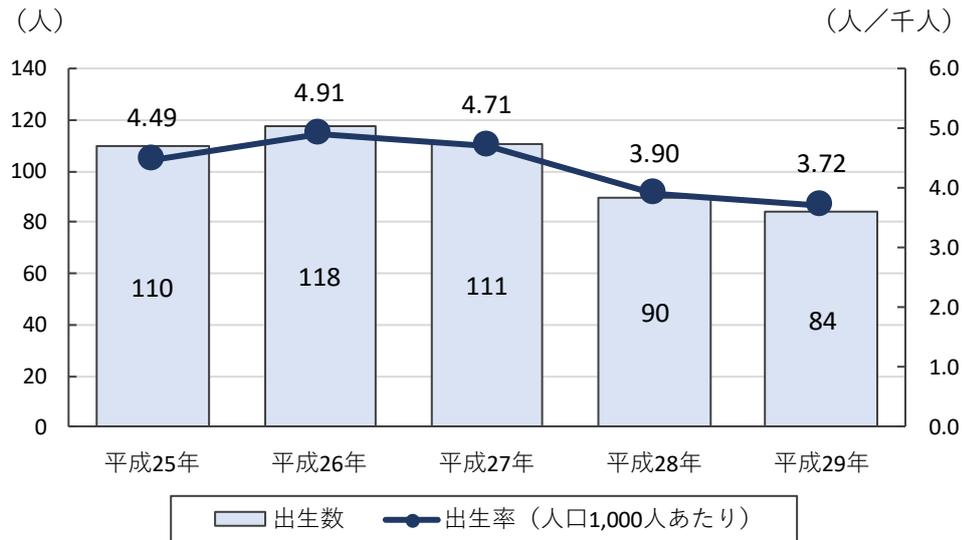
【資料】国勢調査

(3) 出生の動向

[1] 出生数・出生率の推移

本町の出生数の状況は、平成26年以降は減少が続いており、平成28年には100人を下回り、平成29年では84人となっています。また、出生率は平成29年で3.72人/千人となっています。

■出生数・出生率の推移



【資料】国勢調査

[2] 合計特殊出生率・母親の年齢別出生率

本町の合計特殊出生率についてみると、平成24年～28年の平均では1.48となっています。また、母親の年齢別出生率では、20～29歳は県及び国の平均を上回っています。一方で、30～39歳では県及び国の平均を下回っています。

■平均合計特殊出生率（平成24年～28年）

愛南町	愛媛県	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市
1.48	1.46	1.41	1.46	1.57	1.39	1.66	1.58	1.60	1.29	1.57
西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	全国
1.56	1.28	1.50	1.31	1.31	1.18	1.25	1.55	1.19	1.62	1.43

【資料】愛媛県「合計特殊出生率地域別レポート」

■母親の年齢別出生率【女性人口千人対】（平成24年～28年）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
愛南町	5.3	42.8	113.8	94.2	42.0	8.7	0.2
愛媛県	5.4	39.9	97.3	95.8	45.5	8.3	0.2
国	4.2	29.7	83.9	99.2	53.3	10.3	0.3

【資料】愛媛県「合計特殊出生率地域別レポート」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」

(4) 平均初婚年齢の推移

愛媛県の平均初婚年齢は概ね横ばいとなっており、全国平均よりは下回っているものの、晩婚化の状態が続いています。この結果は、愛南町でも同様の傾向があると考えられます。

■平均初婚年齢の推移

単位：歳

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
愛媛	夫	30.2	30.3	30.4	30.1	30.0
	妻	28.7	28.8	28.7	28.7	28.4
全国	夫	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
	妻	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

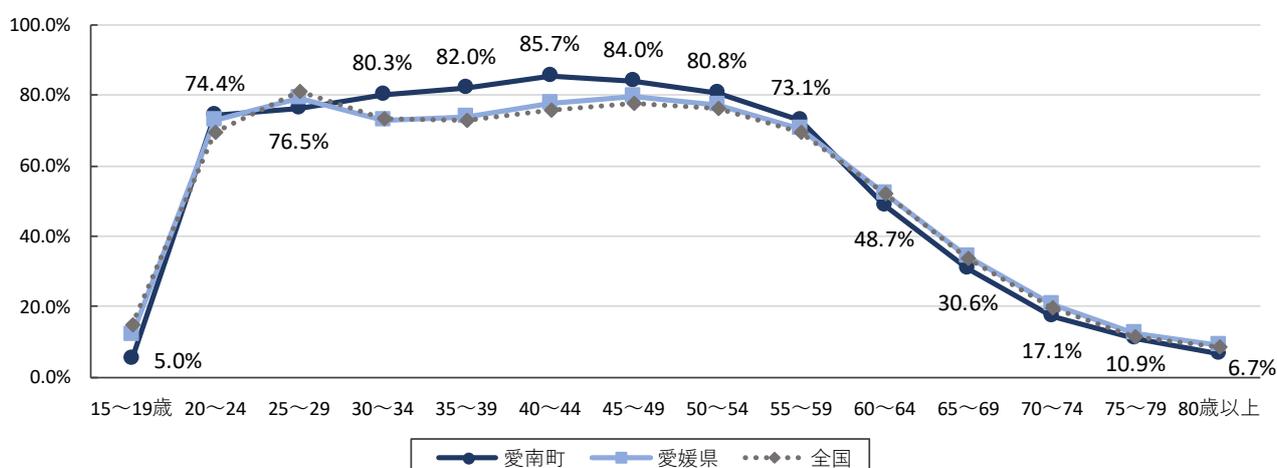
(5) 女性の労働状況

本町の女性の労働力率についてみると、県及び全国平均では30歳代で低くなるM字カーブになっているのに対し、本町では30～34歳が80.3%、35～39歳が82.0%となっており、M字カーブはみられません。

■女性の年齢別労働力率

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
愛南町	5.0%	74.4%	76.5%	80.3%	82.0%	85.7%	84.0%
愛媛県	12.2%	72.8%	79.3%	72.8%	73.9%	77.7%	79.8%
全国	14.7%	69.5%	81.4%	73.5%	72.7%	76.0%	77.9%

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
愛南町	80.8%	73.1%	48.7%	30.6%	17.1%	10.9%	6.7%
愛媛県	77.5%	70.5%	52.3%	34.2%	20.5%	12.5%	9.0%
全国	76.2%	69.4%	52.1%	33.8%	19.9%	11.6%	8.7%



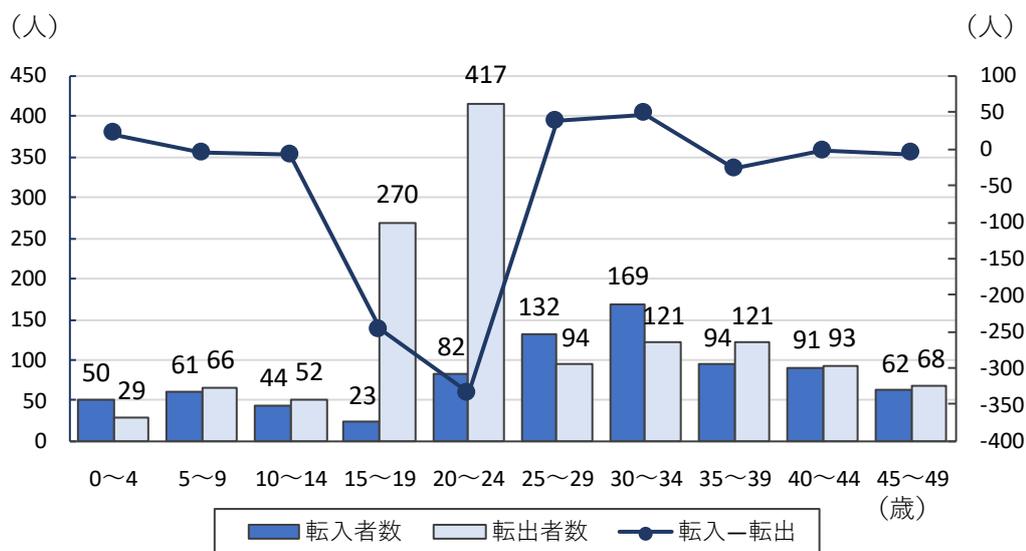
【資料】平成27年国勢調査

(6) 転入・転出の状況

本町への転入、転出の状況についてみると、ほとんどの世代で転出が転入を上回っており、特に15～19歳、20～24歳の転出者数が高くなっています。

■ 転入・転出の状況

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入者数	50	61	44	23	82	132	169	94	91	62
転出者数	29	66	52	270	417	94	121	121	93	68
転入－転出	21	-5	-8	-247	-335	38	48	-27	-2	-6



【資料】平成27年国勢調査



なしくん

(7) 将来推計人口

[1] 推計人口

「コーホート変化率法」*に基づき、本町の年齢3区分別人口推計を算出してみたところ、総人口は年々減少傾向にあり、令和4年には20,000人を下回り、令和6年には18,257人になると予測されます。

また、年少人口も減少傾向にあり、令和6年には1,290人になると予測されます。

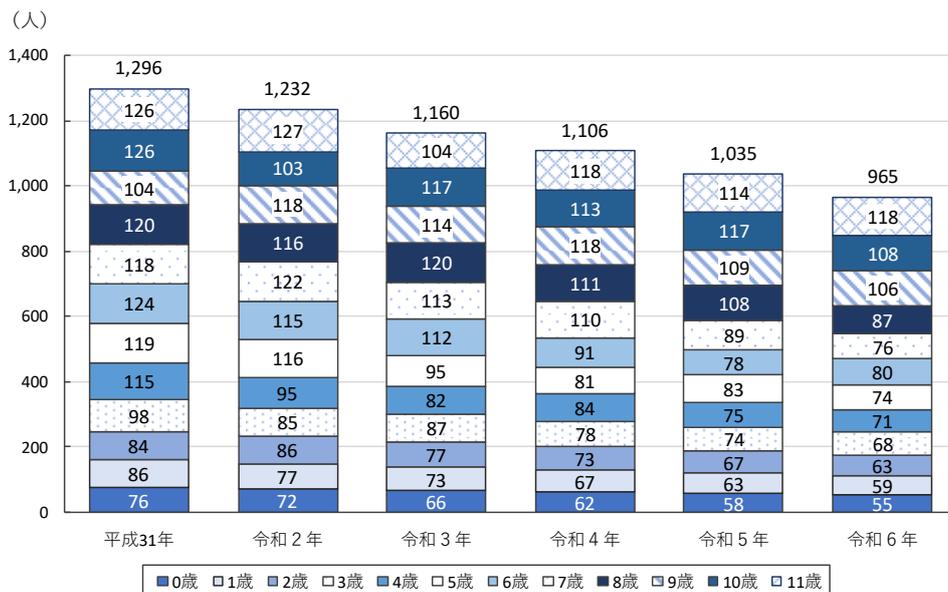
■推計人口



[2] 推計児童数

本町の0歳~11歳児童数の推計値についてみると、平成31年から令和6年にかけて減少傾向にあり、令和6年には1,000人を下回り、965人になると予測されます。

■推計児童数



* コーホート変化率法…各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 「愛南町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 幼児期の教育・保育事業

「愛南町子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■ 幼児期の学校教育・保育（3～5歳の子ども）の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成31年度)
3～5歳児 教育のみ (1号認定)	認定こども園、幼稚園、 保育所(教育・保育施設)	人	105	31
3～5歳児 保育の必要性あり (2号認定)	認定こども園、幼稚園、 保育所(教育・保育施設)	人	352	300

■ 幼児期の学校教育・保育（0～2歳の子ども）の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成31年度)
0～2歳児 保育の必要性あり (3号認定)	認定こども園、幼稚園、 保育所(教育・保育施設)	人	238	154
	地域型保育事業	人	0	0



(2) 地域子ども・子育て支援事業

「愛南町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
延長保育事業		人	70	63
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		人	110	122
子育て短期支援事業		か所	0	0
地域子育て支援拠点事業		人回／年	5,304	4,339
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	人日／年	10,560	2,768
	在園児以外を対象とした保育所等における一時預かり	人日／年	3,120	603
病児・病後児保育事業		人日／年	1,056	461
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		人日／年	0	0
妊婦健診事業		人	1,218	821
乳児家庭全戸訪問事業		人	87	76
養育支援訪問事業		件	39	32
利用者支援事業		か所	0	0

3 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや愛南町の子育て支援サービスの利用状況と利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査（ニーズ調査）として実施しました。

(2) 調査の概要

- 調査地域：愛南町全域
- 調査対象者：愛南町内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
愛南町内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成30年11月19日（月）～平成30年11月30日（金）
- 調査方法：各保育所（園）・幼稚園・小学校を通じた配布・回収による調査
一部、郵送配布・郵送回収による調査

調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童	576件	356件	61.8%
小学生児童	499件	489件	98.0%
合計	1,075件	845件	78.6%



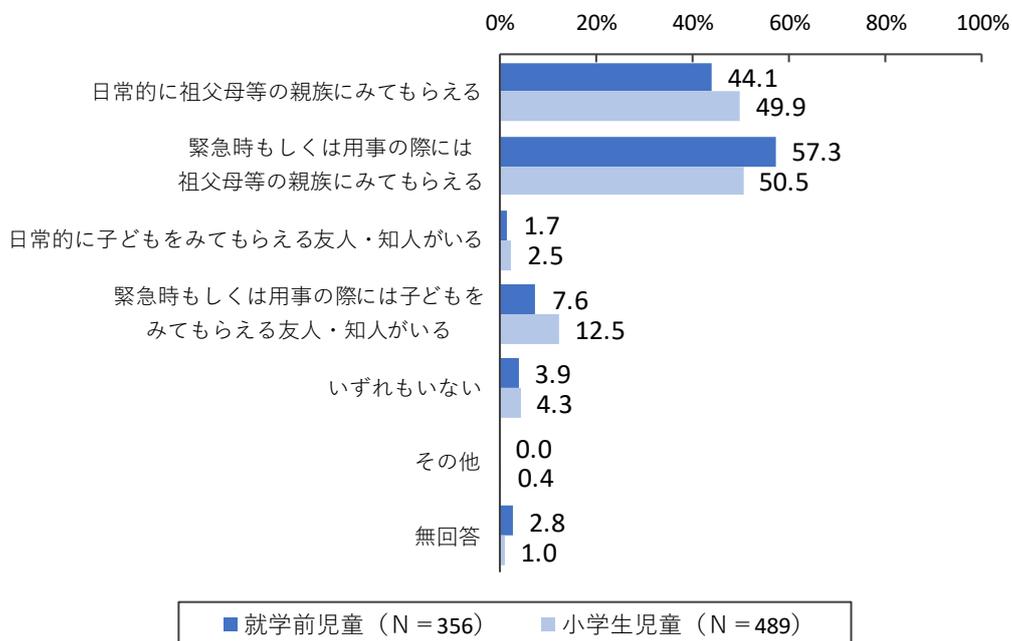
(3) 結果概要

[1] 子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で57.3%、小学生児童で50.5%と、それぞれ最も高くなっています。他市町村のニーズ調査の結果でも同様の傾向が出ており、日頃から祖父母等の親族が一番身近な存在として関わっていることがわかります。

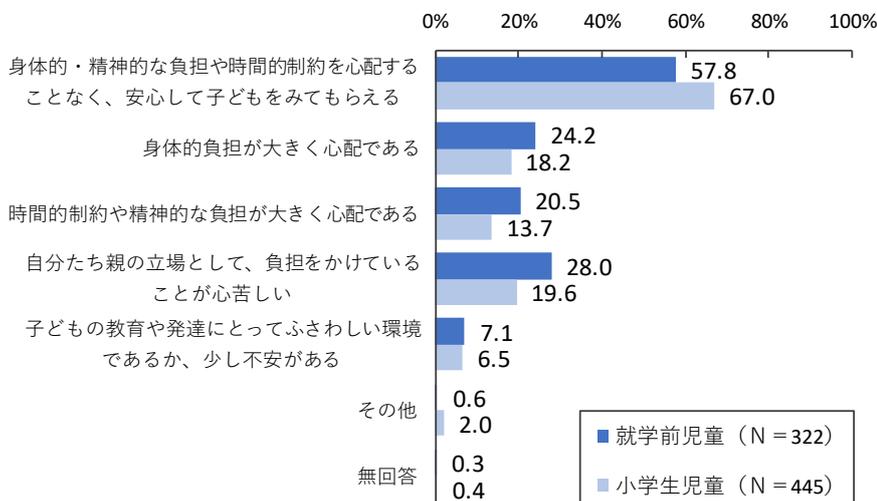
子どもをみてもらっている状況については、「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が祖父母等の親族、友人・知人ともに最も高くなっています。

【子どもをみてもらえる親族・知人の有無】

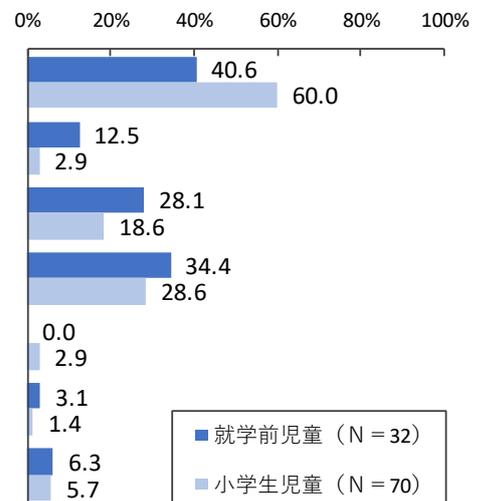


【子どもをみてもらっている状況】

<祖父母等の親族>



<友人・知人>



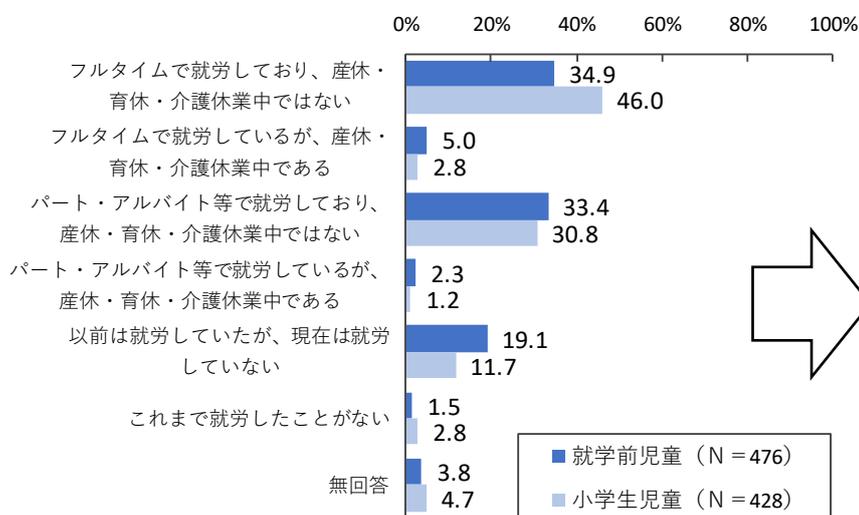
[2] 保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 39.3%、小学生児童で 52.4%と、それぞれ最も高くなっており、また、平成 25 年度の調査結果と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」の割合が減少していることから、母親の就労率が上昇していることがわかります。

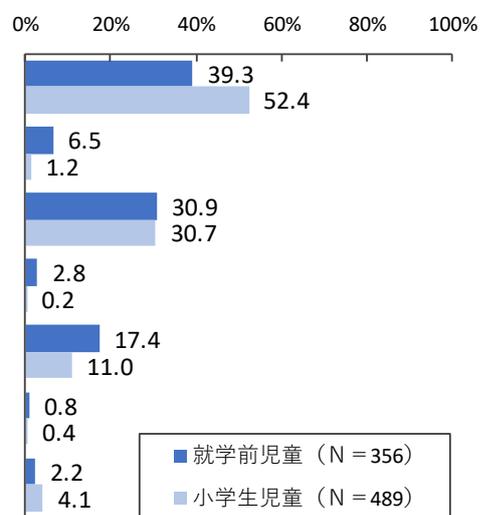
父親では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 84.6%、小学生児童で 79.3%と、それぞれ最も高くなっており、平成 25 年度と概ね同じ結果となっています。

【母親】

<平成 25 年度調査>

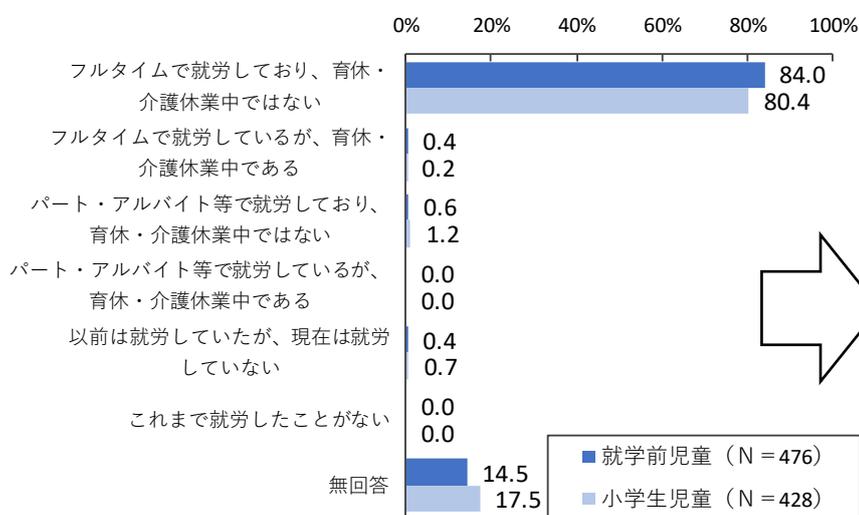


<平成 30 年度調査>

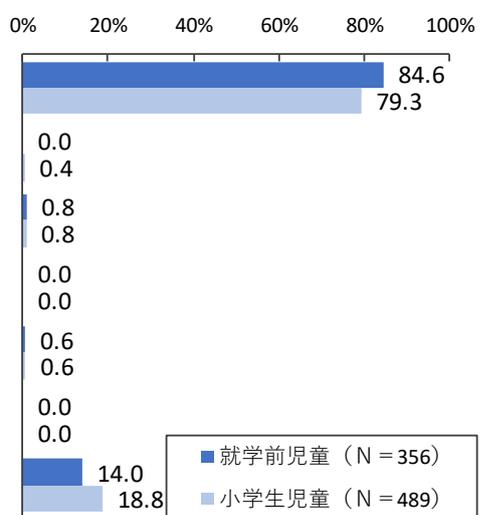


【父親】

<平成 25 年度調査>



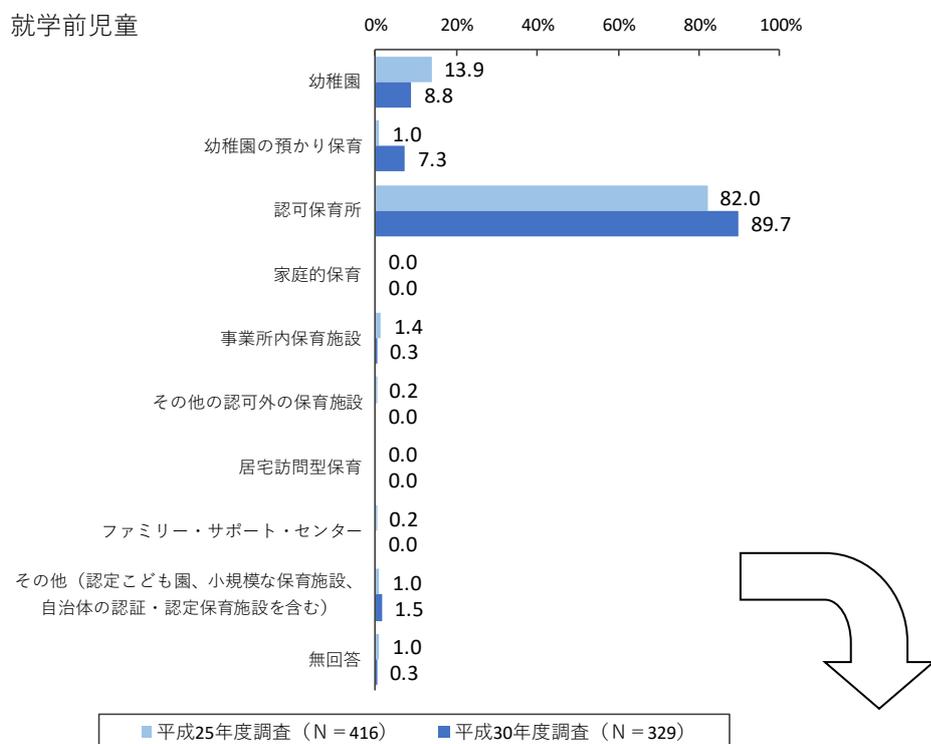
<平成 30 年度調査>



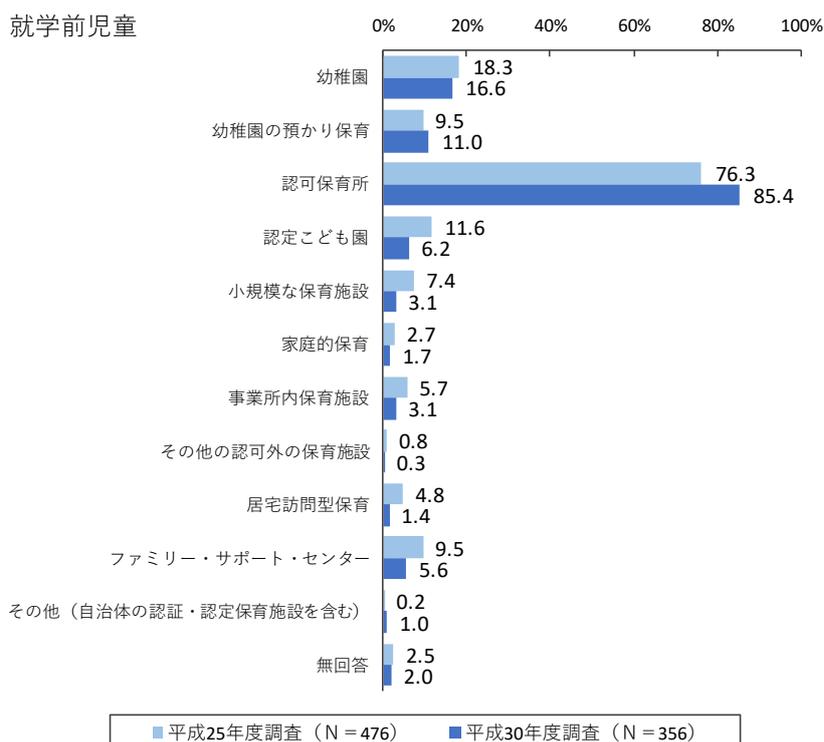
【3】平日の定期的な教育・保育事業の利用について

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が平成 25 年度の調査で 82.0%、平成 30 年度の調査で 89.7%と、それぞれ最も高くなっています。今後の利用希望においても、「認可保育所」がそれぞれ最も高くなっています。

【現在、利用している定期的な教育・保育事業】



【今後、定期的にご利用したい教育・保育事業】

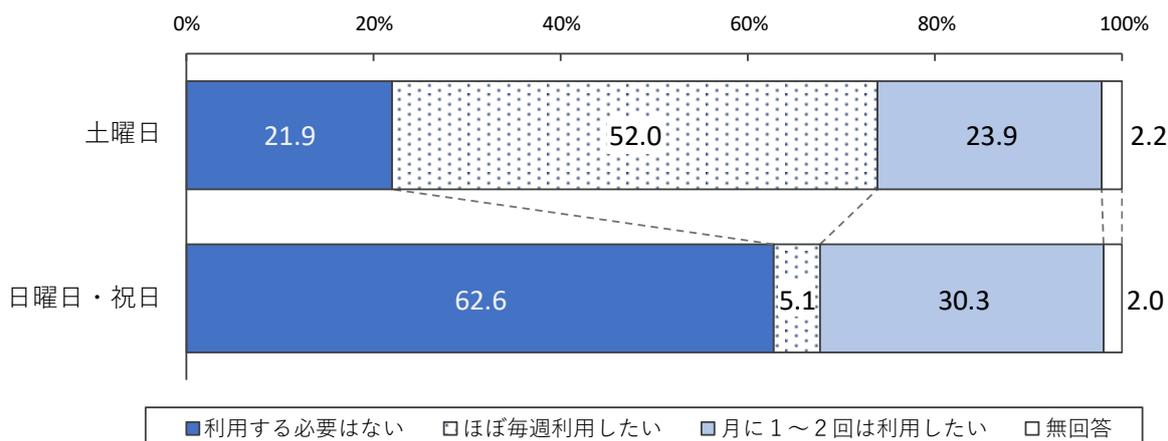


[4] 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日では「ほぼ毎週利用したい」が 52.0%、日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 62.6%と、それぞれ最も高くなっています。

日曜日・祝日に比べ、土曜日の利用希望が高くなっています。理由としては、「月に数回仕事が入るため」が 61.9%、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が 37.5%、「息抜きのため」が 25.0%となっています。

就学前児童（N = 356）

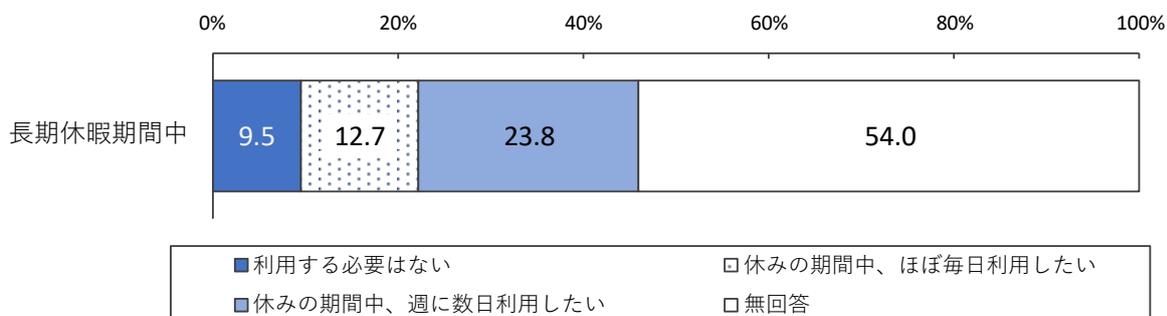


[5] 夏休み・冬休みなど長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 23.8%と最も高く、次いで「休み期間中、ほぼ毎日利用したい」が 12.7%、「利用する必要はない」が 9.5%となっています。

毎日ではなく、たまに利用したい理由についてみると、「息抜きのため」が 80.0%と最も高く、次いで「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が 46.7%、「週に数回仕事が入るため」が 26.7%となっています。

就学前児童（N = 63）

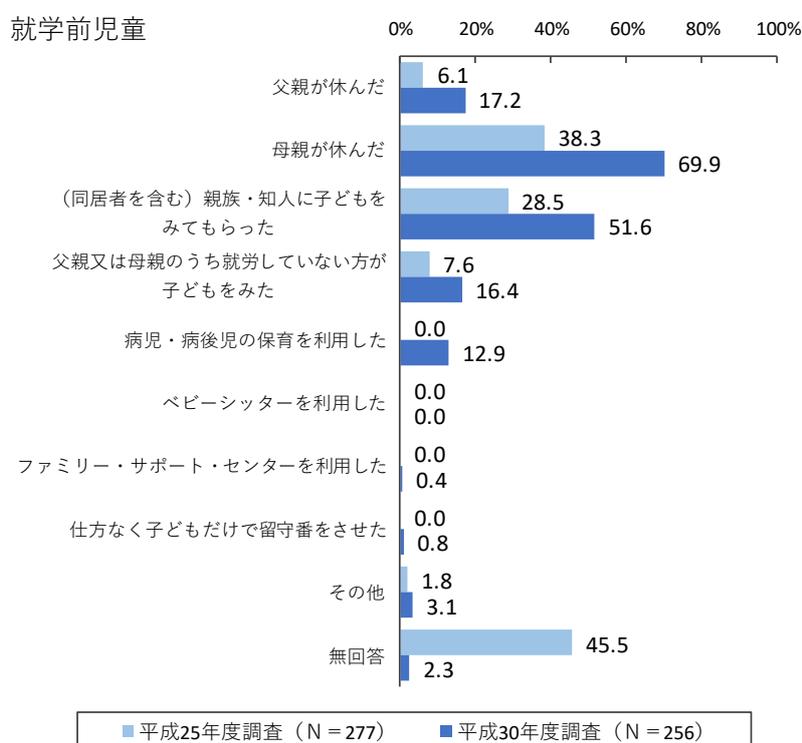


[6] 病気の際の対応について

子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法についてみると、「母親が休んだ」が平成25年度の調査で38.3%、平成30年度の調査で69.9%と、それぞれ最も高くなっており、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親が休んだ」、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が続いています。

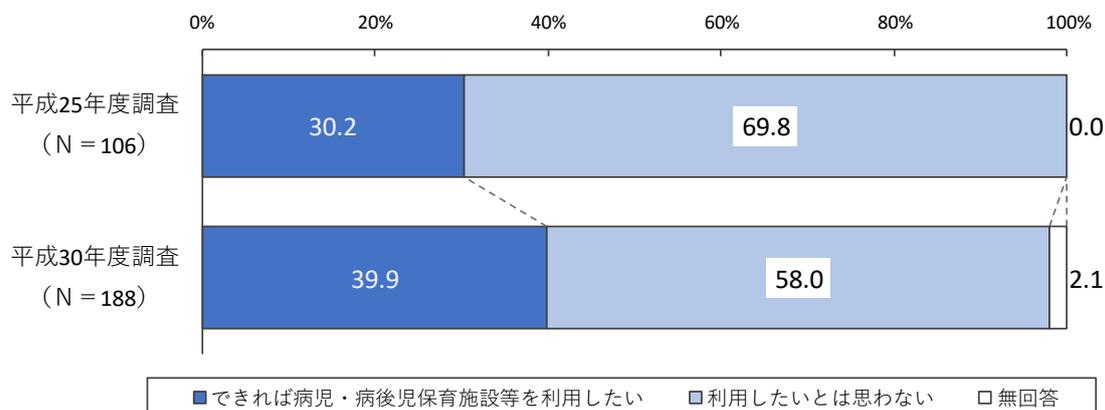
父親又は母親が休んで対処した人の病児・病後児保育事業の利用意向についてみると、平成25年度の調査と比べて、平成30年度の調査では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が増加しています。

【病気の際の1年間の対処方法】



【病児・病後児保育事業の利用意向】

就学前児童



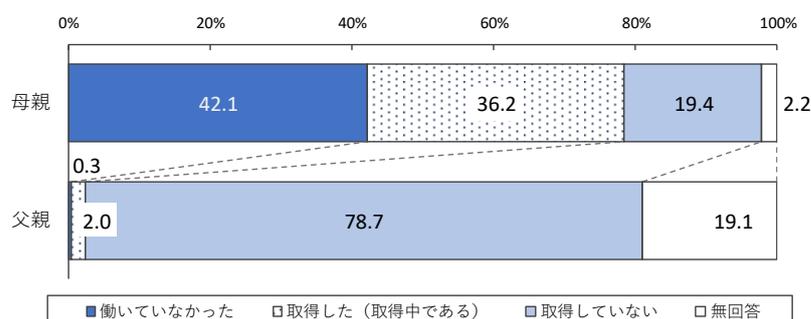
【7】育児休業など職場の両立支援制度について

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が42.1%、父親では「取得していない」が78.7%と、それぞれ最も高くなっています。一方で母親の「取得した（取得中である）」の割合が36.2%となっており、平成25年度の調査から2.4ポイント上昇しています。

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が31.9%、父親では「仕事が忙しかった」が31.1%と、それぞれ最も高くなっています。

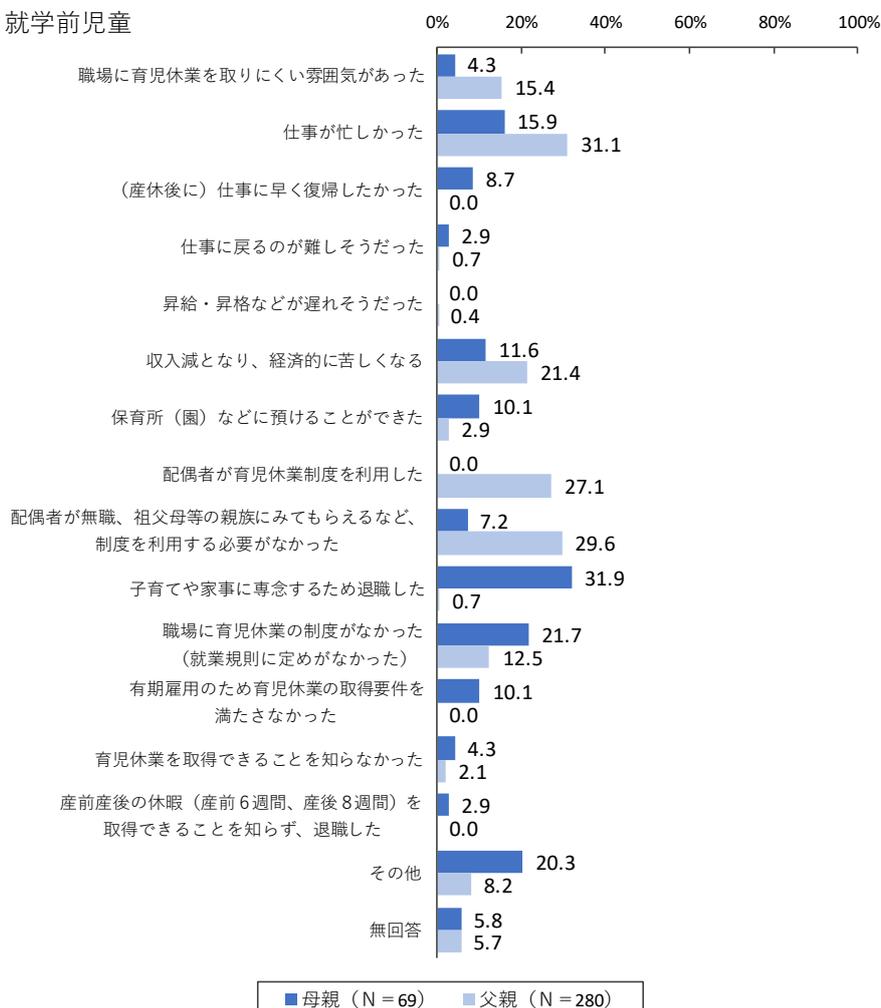
【子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況について】

就学前児童（N = 356）



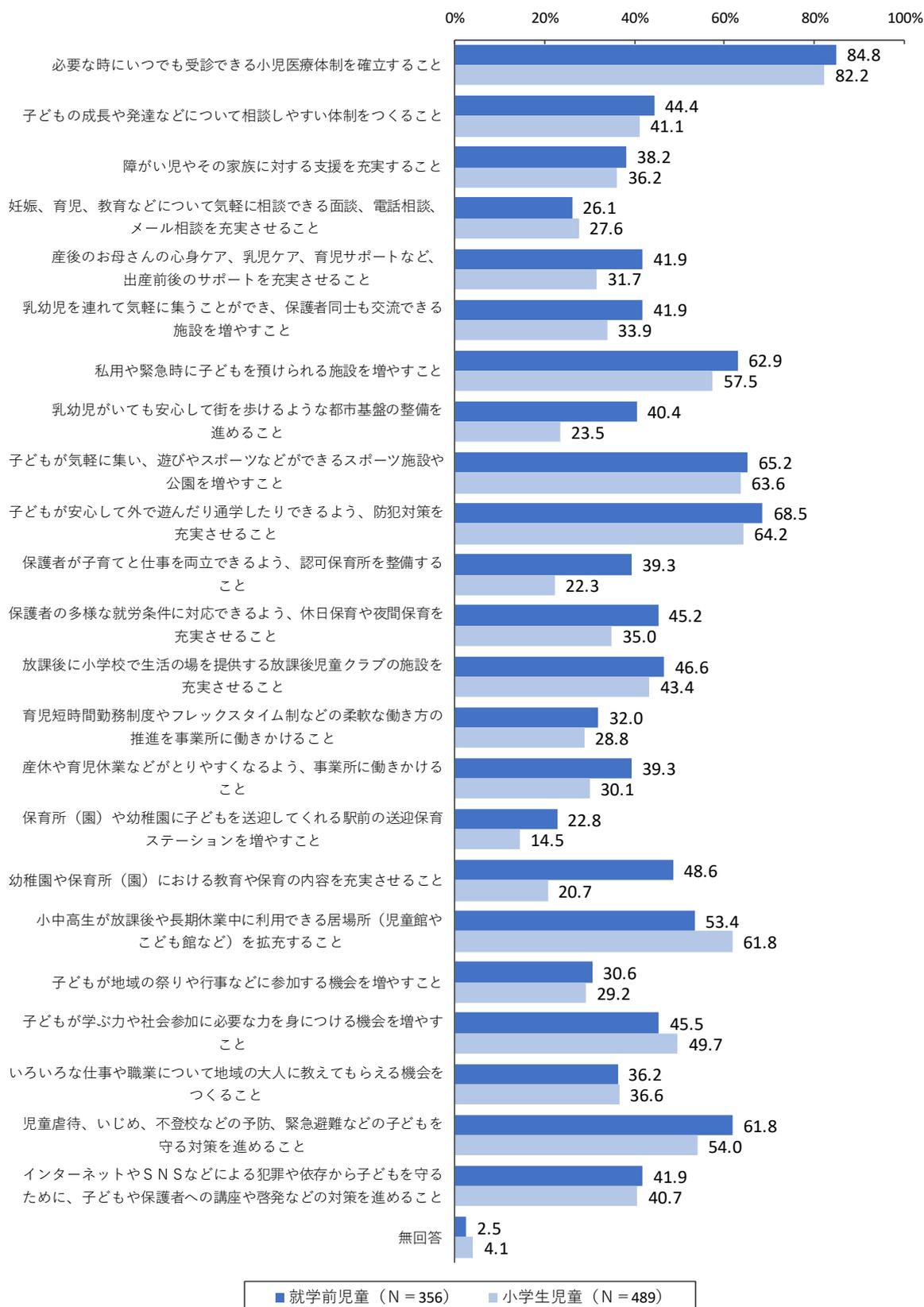
【取得していない理由】

就学前児童



[8] 子育て政策について

国や自治体に期待している「政策」についてみると、「必要なときにいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」が就学前児童で 84.8%、小学生児童で 82.2%と、それぞれ最も高くなっており、次いで「子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」、「子どもが気軽に集い、遊びやスポーツなどができるスポーツ施設や公園を増やすこと」が続いています。



4 愛南町の現状からみえる課題

愛南町の現況とニーズ調査の結果から、本町の子ども・子育て支援に関して以下のとおりの課題がありました。

● 地域ぐるみでの子育て支援の充実

本町の世帯数の推移をみると、一般世帯数及び1世帯あたり人員が減少してきており、核家族化が進んでいます。アンケートでは、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」と回答した人が少ないながらもおり、祖父母等の親族や友人・知人に「みてもらえる」と回答した人も、相手に負担をかけていることを心配に思っていることがわかります。周囲を頼ることができない家庭、心苦しさを感じつつも周囲を頼っている家庭があることがうかがえます。こうした家庭が孤立してしまう可能性も考えられるため、すべての子育て家庭へとサポートが行き届くよう、行政と地域の双方向からの支援を行う必要があります。国や自治体に期待している「政策」について、「私用や緊急時に子どもを預けられる施設を増やすこと」が就学前児童、小学生児童ともに5割を超えていることから、子どもを預けることができる施設の充実が求められています。

● 保護者のニーズに合わせた子育て支援の推進

本町の女性の労働状況についてみると、30歳から54歳までの労働力率が比較的高く、8割を超えています。また、保護者の就労状況について、平成25年度調査と平成30年度調査を比較すると、母親の就労率が上昇していることがわかります。土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた「利用したい」の割合をみると、土曜日では75.9%、日曜日・祝日では35.4%となっています。「利用したい」理由としては、「月に数回仕事が入るため」が6割を超えていることから、土曜日や休日に仕事をしている保護者の潜在的なニーズがうかがえます。また、子どもが生まれた時の育児休業の取得状況については、職場環境や就業規則を理由に取得していない人が多くいることから、企業に対する働きかけが求められています。就労している保護者が増えてきていることと、働き方が多様化してきていることを踏まえた子育て支援を行う必要があり、仕事と子育ての両立を実現する上でも、教育・保育施設の事業内容の見直しと、職場環境の改善を推進していく必要があると考えられます。

● 親子がともに安心できるまちづくり

子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法について、「病児・病後児の保育を利用した」の割合をみると、平成25年度調査では0.0%だったのに対し、平成30年度調査では12.9%となっています。さらに、病児・病後児保育施設等の利用希望が、平成25年度調査から約1割増加していることから、病児・病後児保育事業の需要が高まっていることがうかがえます。また、国や自治体に期待している「政策」については、「必要なときにいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」が就学前児童、小学生児童ともに8割超と最も高く、次いで「子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」、「子どもが気軽に集い、遊びやスポーツなどができるスポーツ施設や公園を増やすこと」を求める声が多いことから、子どもが健やかに成長できるよう、親子がともに安心できるまちづくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン

次世代育成支援地域行動計画においては、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づき、「子ども」、「親」、「地域」の3つの側面から取組を推進してきました。

新制度の施行にあたり、国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会が目指されており、一層「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していく必要があります。

本町では、本計画の前身にあたる「愛南町次世代育成支援地域行動計画」において、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながらいきいき育ち、そして、地域の人が温かい気持ちで子どもや子育て家庭を見守ることができるよう、町の目指すべき子育て支援のあり方として「子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

前期計画と同様、本計画においてもこの流れを継承し、家庭における子育てを中心とした、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指して、「愛南町次世代育成支援地域行動計画」で掲げた基本理念を踏襲することとしました。



2 計画の基本的な視点

基本理念が目指すまちのすがたを実現するため、次にあげる基本的な視点に立ち、地域全体で子育て家庭を支えあい、愛南町で子育てをしたい、してよかったと思えるまちづくりとともに、子どもの視点に立った施策を推進し、子どもがのびのびと健やかに成長できる環境づくりを推進します。

1. 子どもの権利・利益を最大限尊重します。
2. すべての親が安心して生み育てることができる環境を目指します。
3. 質の高い教育・保育の提供と量の確保を目指します。
4. 地域全体で子どもたちが健やかに成長する環境を目指します。

3 基本目標

計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働等の子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の7つの基本目標を設定し、それらを7つの柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供づくり

子育ての基本は家庭にあることを前提としながら、さまざまな家庭の状況に応じたニーズに対応できる教育・保育事業等の提供体制の充実を図るとともに、その適切な周知により、本当に必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを行います。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実、地域と子ども、家庭との関係づくりを図る等、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを行います。

基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。このため、交通安全活動や交通安全教室等を通じて地域における交通安全の意識高揚を図ります。また、近年頻発している子どもを狙った犯罪から子どもを守るため、子どもを犯罪から守る活動の推進を行います。

さらに、施設や交通機関のバリアフリー化等、環境整備にも取り組み、安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

基本目標4 親子がともに学べる環境の整備

子どもたちは大人へと成長し、やがて親となり、子どもを育てることになります。

次代の担い手である子どもたちを、社会に主体的に力強く対応できる、個性豊かで心身ともに健全で、豊かな心、健やかな体、確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備のみならず、家庭での教育、地域における自然環境等を活用した多様な体験活動を通じて、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校における教育力の向上を図ります。

基本目標5 親子の健康の確保・成長の支援

子どもの健やかな心身の発育・発達は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。核家族化や男女共同参画による女性の社会参加の進展に伴って、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安や負担が大きくなっており、このことが安心して子どもを生み育てることを妨げています。

安心して子どもを生み、こころと体にゆとりを持って子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及とともに、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供等、関連分野や関係団体と連携して推進します。また、乳幼児期からの健康診査、食育教育、こころを育む教育等を実施し、関連分野や関係団体と連携して健やかな親子の成長を支援していきます。

基本目標6 仕事と家庭生活の両立支援

女性の社会参加が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。家庭では父親の子育てへの参画を促進し、父親・母親が子育ての楽しさと難しさを共有しつつ、職場においてもこれまでの慣行や意識を変え、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるよう、環境の整備が求められています。

このため、職場環境の整備を促進するとともに、関連法制度の普及等に取り組むほか、多様な働き方の推進や、父親も子育てに参加できるよう環境を整え、地域の子育てに対する役割分担の意識の高揚を促すよう働きかけます。

基本目標7 支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取組の推進

児童虐待の件数は年々増加しており、各方面で取組の強化が図られていますが、今後は具体的な事例に基づいて調査・研究を重ね、職員の資質の向上を図りながら、迅速・的確な対応や関係課の連携の強化に努める必要があります。

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられない等、子育ての悩みや経済的な負担がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用等にも配慮が必要です。

すべての人々が普通に暮らせるような「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、障がいのあるなしに関わらず、また、経済的困難を抱えていても、誰もが社会に参加し、ともに成長できるような配慮が必要です。

このため、支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えるよう努めます。

4 施策体系

基本理念

子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン

基本的な視点

1. 子どもの権利・利益を最大限尊重します。
2. すべての親が安心して生み育てることができる環境を目指します。
3. 質の高い教育・保育の提供と量の確保を目指します。
4. 地域全体で子どもたちが健やかに成長する環境を目指します。

基本目標

基本目標1
子育て家庭を支える教育・
保育事業の提供体制づくり

基本目標2
地域における子育て支援
の充実

基本目標3
安全・安心な
まちづくりの推進

基本目標4
親子がともに学べる
環境の整備

基本目標5
親子の健康の確保・
成長の支援

基本目標6
仕事と家庭生活の
両立支援

基本目標7
支援を必要とする子どもへの
きめ細かな取組の推進

施策体系

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②教育・保育の目標事業量、提供体制の確保方策等
- ③子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策等

- ①保育体制の整備
- ②子育て相談体制の充実
- ③子育て情報提供の充実
- ④子育て支援のネットワークづくり
- ⑤子どもを地域で育てる意識の醸成
- ⑥有害環境対策の充実

- ①障壁のないまちづくりの推進
- ②安心して子育てできる住環境づくり
- ③快適な公園環境の整備
- ④安全な道路交通環境の整備と啓発・指導活動
- ⑤子ども等の安全の確保

- ①親になるための学習環境の整備
- ②子どもの活動の場や機会の提供
- ③個性を大切に教育の推進
- ④地域活動への支援
- ⑤教育施設の整備充実

- ①出産や育児不安への相談体制の充実
- ②子どもや母親の健康の確保
- ③食育の推進
- ④思春期保健対策の推進
- ⑤こころのケアと相談体制の充実

- ①仕事と子育ての両立の推進
- ②男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の推進
- ③育児中の親の再就職支援
- ④子育ての経済的支援

- ①ひとり親家庭への生活支援
- ②成長・発育の支援
- ③児童虐待防止対策の充実
- ④経済的困難を抱える家庭への支援

第4章 施策の推進方策

1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり

(1) 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては地理的条件、人口、その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、保育及び子育て支援を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を町内全域の1区域として設定します。

(2) 教育・保育の目標事業量、提供体制の確保方策等

教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

また、提供体制については、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるようにすることが必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れる教育・保育の提供体制を定めます。

対象事業一覧

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
その他	企業主導型保育施設の地域枠	

家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出します。その結果と過去の利用実績を参考に目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

事業の概要

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

■認定区分と提供施設

	0～2歳	3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ●専業主婦（夫） ●短時間の両親共働き (フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム) ●両親共無業 		<div style="text-align: center;">1号</div> (幼児期の学校教育) 幼稚園、認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭 ●両親共働き (フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム) 	<div style="text-align: center;">3号</div> (保育の必要性あり) 保育所、認定こども園、 地域型保育事業、 企業主導型保育施設の地域枠	<div style="text-align: center;">2号</div> (保育の必要性あり) 保育所、認定こども園、 企業主導型保育施設の地域枠

提供体制・確保方策

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成31年4月実績			令和2年度			令和3年度		
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり
①量の見込み（必要利用定員総数）		31	300	154	27	291	149	24	259	137
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）				45	338	232	45	338	232
	地域型保育事業			0			0			0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0		0	0		0	0
②-①					18	47	83	21	79	95

(単位：人)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり
①量の見込み（必要利用定員総数）		22	239	128	21	228	119	19	209	112
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	45	338	232	45	338	232	45	338	232
	地域型保育事業			0			0			0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0		0	0		0	0
②-①		23	99	104	24	110	113	26	129	120

確保方策

<教育事業>

【実施体制】町内1か所の幼稚園で実施

【実施機関】あいなん幼稚園

【確保方策】希望者は全員利用できる状況となっており、供給量は足りていると判断できます。

<保育事業>

【実施体制】町内7か所の公立保育所、2か所の私立保育所で実施

【実施機関】家串保育所、柏保育所、長崎保育所、御荘保育所、城辺保育所、緑保育所、一本松保育所、はまゆう乳幼児保育所、船越保育園

【確保方策】現在は待機児童が発生していないため、現状の供給体制で供給量は足りていると判断できます。

(3) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての子どもの利用料が無償化されます。
施設等 利用 給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

(4) 子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策等

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。また、子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流、育児相談等について、国が定める一定の条件を満たすかたちで、地域に身近な場所で行います。また、病児保育、幼稚園の預かり保育など事業の拡充を行い、子育て環境を整えます。

[1] 延長保育事業

延長保育事業とは保育所開所時間のうち、保育認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて保育を行う事業です。以下の量の見込みと確保方策においては、保育標準時間認定者の延長保育発生量を見込んでいます。

ニーズ調査により把握した、就学前児童の保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、保育における18時以降の利用ニーズを踏まえ、量の見込みを次表のとおり設定します。

(単位：人)	実績	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用人数)	63	89	80	75	70	65
②確保の内容		89	80	75	70	65

確保方策

【実施体制】町内公立保育所4か所と私立保育所1か所で実施

【実施機関】柏保育所、御荘保育所、城辺保育所、一本松保育所、はまゆう乳幼児保育所

【確保方策】保護者の就業形態や家庭の送迎可能な時間に応じて、各保育所において個別の需要を取りまとめて判断し、事業を行います。

[2] 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭において健全な育成を受けられない小学生児童に対して、学校や児童館等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。ニーズ調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、国の基本方針と「新・放課後子ども総合プラン」等も踏まえて、量の見込みを次表のとおり設定します。併せて、「新・放課後子ども総合プラン」の取組方針を記します。

(単位：人)		実績	実施時期				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実利用人数)	小学1年生	56	65	64	57	51	45
	小学2年生	37	38	37	33	29	26
	小学3年生	26	26	26	23	20	18
	小学4年生	0	24	23	24	23	23
	小学5年生	0	27	26	28	27	26
	小学6年生	0	26	25	27	26	25
	合計	119	206	201	192	176	163
②確保の内容	小学1～3年生		110	110	110	110	110
	小学4～6年生		0	0	0	0	0
	合計		110	110	110	110	110

確保方策

【実施体制】 町内3か所の小学校で実施

【実施機関】 平城小学校、城辺小学校、一本松小学校

【確保方策】 入会基準を満たした児童に対して、低学年については優先的な受入を行い、高学年については状況を確認し弾力的な受入を行います。
その他設置運営に関する要望については必要に応じて、場所・人材の問題など状況を確認し関係機関等と検討を行います。

【「新・放課後子ども総合プラン」の令和6年度までの取組方針】

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを、公民館や小学校を利用して、実施します。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型に向けた検討を行います。

[3] 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日)	実績	実施時期				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保の内容		0 か所				

確保方策

- ・現在町で事業を実施していませんが、保護者が児童を養育できない場合の対処として、児童養護施設や関係機関と連携できるような体制づくりを行います。

[4] 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。ニーズ調査等により把握した希望利用日数等に基づき、居宅から容易に移動することが可能な範囲での利用を配慮しながら、量の見込みを次表のとおり設定します。

(単位：人回／年)	実績	実施時期				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	3 か所	3,971	3,650	3,413	3,177	2,991
②確保の内容		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

確保方策

- 【実施体制】町内保育所2か所と商店街の空き店舗1か所で実施
- 【実施機関】はまゆう乳幼児保育所、御荘保育所、こぶたたんぽぽポケットとんぼ
- 【確保方策】保育所入所前の子育て親子の交流、子育てについての相談、関連情報の提供等、大切な拠点となっています。現在の利用状況からみて、現状の拠点事業の量で供給量は足りていると判断できます。

[5] 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業は、教育標準時間を超えた時間の保育と、長期休暇中の保育を行う事業です。保育所等における一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等で一時的に保育を行う事業です。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日／年)		実績	実施時期				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	幼稚園在園者(1号認定)3～5歳	2,768	1,646	1,469	1,351	1,290	1,185
	幼稚園在園者(2号認定)3～5歳		1,625	1,449	1,334	1,273	1,169
	計		3,271	2,918	2,685	2,563	2,354
②確保の内容			6,480	5,760	5,280	5,040	4,560

■保育所等における一時預かり（一時保育）

(単位：人日／年)		実績	実施時期				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	上記以外の0～5歳	1日平均 2.1人	1,038	944	878	824	769
②確保の内容			3,456	3,456	3,456	3,456	3,456

確保方策

【実施体制】町内の幼稚園1か所、保育所1か所で実施

【実施機関】あいなん幼稚園、緑保育所

【確保方策】平成28年9月から幼稚園において在園児を対象に預かり保育が開始され、希望する児童はすべて受入できる体制を整えています。また緑保育所の一時保育については、12人の定員に対し1日平均利用児童数2.1人(平成30年度実績)となっており、受入態勢が整っていますが利用希望集中時には利用調整を行い円滑な運用に努めます。

[6] 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。病児保育事業については、ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、親族・知人等、預かってくれる人がいない必要性の高い人のニーズ、町内の受け皿の状況を踏まえ、量の見込みを次表のとおり設定します。

(単位：人日／年)	実績	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	461	623	563	522	492	458
②確保の内容		1,056	1,056	1,056	1,056	1,056

確保方策

【実施体制】町内1か所の病児保育施設で実施

【実施機関】テレサールーム

【確保方策】平成29年5月から事業を開始し、受入態勢は整っています。町内医療機関と連携し円滑な運用に努めます。

[7] ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位：人日／年)	実績	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0

確保方策

・現在町で事業を実施していませんが、事業実施を希望する事業者が出た場合には、需要と供給を勘案して検討を行います。

[8] 妊婦健診事業

妊娠している方に対して、母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査を行う事業です。

(単位：人)	実績	実施時期				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (妊婦健診回数)	821	942	887	845	791	738
②確保の内容		942	887	845	791	738

確保方策

- ・町内に在住する妊婦に対して受診券を配布し、今後も利用者の増減にかかわらず、完全実施していきます。

[9] 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師、看護師や子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)	実績	実施時期				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (出生児数)	76	84	79	75	71	66
②確保の内容		84	79	75	71	66

確保方策

- ・出生した家庭に保健師が訪問し、今後も出生数の増減にかかわらず、完全実施をしていきます。

[10] 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要とされる家庭に、保健師、看護師や子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

(単位：件)	実績	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ訪問数）	32	29	27	26	24	22
②確保の内容		29	27	26	24	22

確保方策

- ・乳児全戸家庭訪問等により把握した、保護者の養育の支援が必要と認められた世帯に対し相談・指導・助言等を行い、状況により要保護児童地域対策協議会に繋げる等、問題解決に取り組みます。

[11] 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言や、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(単位：か所)		実績	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	1	1	1	1	1
	計	0	1	1	1	1	1
②確保の内容			1	1	1	1	1

確保方策

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠、出産、育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため利用者支援事業（母子保健型）を行い、相談体制の充実を図ります。

2 地域における子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫等、子どもや保護者を取り巻く子育て環境は変化しています。そのため、子育て家庭においては、孤立感や不安感、育児ストレス等が増えています。また、女性の社会参加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化してきています。

子育て家庭に対して、子育ての悩みや不安を軽減するために相談体制の充実や情報の提供に取り組むとともに、保護者のニーズに応えられるよう、保育事業の内容の充実と保育士の確保、並びに質の向上を図ります。また、子育て支援のネットワークづくりを推進し、地域ぐるみでの子育て支援及び児童の健全育成に努めます。

(1) 保育体制の整備

施策・事業	担当課	取組方針
保育所における保育事業	保健福祉課	保育が必要と認定された児童に対し、保育所入所による保育を実施します。また、多様化する保育ニーズへの対応に努めるとともに、保育士等に対しても、処遇の改善を図るなど、保育体制を充実させます。さらに、今後は保育士の確保に取り組む必要があります。
保育士の研修	保健福祉課	各種研修会の参加等により、保育士の資質や、保育サービスの質の向上に努めます。今後も、計画的かつ継続的に実施します。
保育所の預かり保育事業	保健福祉課	保護者の就労等の要件を問わず、リフレッシュ等の理由でも一時的に保育所を利用できる保育サービスを行います。通常保育に比べ緊急時等に即対応できるため、保護者の負担軽減の観点から、今後も継続して取り組みます。
放課後児童クラブ	保健福祉課	町内小学校の余裕教室を活用し、小学校区を単位とした3か所で実施します。 設置運営等に関する要望については、必要に応じて場所や人材の問題など状況を確認し検討します。
幼稚園における預かり保育事業	学校教育課	幼稚園の在園児に対し預かり保育を実施し、保護者の保育需要に対応します。
病児保育事業	保健福祉課	都合により家庭等で病気の子を看病できない時に、病児保育施設での保育を行う環境を整えます。 共働き世帯や核家族が増加しているため、子育て支援策として今後も継続して行います。

(2) 子育て相談体制の充実

施策・事業	担当課	取組方針
こども相談窓口	保健福祉課	0歳から18歳未満までの子どもに関する相談窓口を開設し、保健師が電話、来所、訪問をして相談の対応をしています。今後は虐待予防にも視点を置き、継続した関わりができることを目指します。

(3) 子育て情報提供の充実

施策・事業	担当課	取組方針
インターネット等による子育て情報の提供	保健福祉課	ホームページのほか、新生児訪問や乳幼児健診時のパンフレット、チラシ等を通じて、子育て支援事業や施設など、子育て資源に関する情報を提供します。 また、子育て推進員にも子育て資源について周知し、地域の子どもたちに紹介してもらおう体制づくりを推進します。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

施策・事業	担当課	取組方針
地域子育て支援拠点事業	保健福祉課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。 本町においては、一般型3か所で開催しており、孤立しがちな乳幼児親子をサポートしていますが、今後は少子化に伴う参加者の減少が見込まれるため、事業内容の工夫について検討します。
子育てネットワーク	保健福祉課	町内で活動している「子育てグループ」と「子育て支援グループ」の組織化を推進し、ともに支えあうネットワークを構築するとともに、地域に根ざした活動の活発化に努めます。
子育てボランティア活動への支援	保健福祉課	子育てサークル活動のサポートや、イベント開催時等の保育スタッフ、公民館等で特技を生かした遊びの指導、絵本の読み聞かせ等の子育てボランティアの育成に取り組み、子育てボランティア活動の活性化を図ります。
子育て推進員活動	保健福祉課	子育てに関する研修会を行い、子どもの心と体の発達について学習し、みんなで子育てを見守り、支援できる体制づくりを目指します。 また、任期終了後も継続して活動できるよう、学習の機会の提供に努めます。

(5) 子どもを地域で育てる意識の醸成

施策・事業	担当課	取組方針
子育てに関する意識の啓発	保健福祉課 企画財政課	子育て家庭だけではなく、すべての町民がそれぞれの立場に応じた役割を果たし、子育てに喜びを実感できるよう、子育ての社会化に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画意識の啓発に努めます。

(6) 有害環境対策の充実

施策・事業	担当課	取組方針
有害環境排除活動	保健福祉課	青少年を取り囲む有害な環境を排除するため、有害図書自動販売機の追放や販売店への協力要請等、地域の協力を得ながら有害図書の排除活動を推進します。 今後は、健康づくり地区組織リーダーや学校と連携し、煙草やアルコール、薬物の害についての情報提供と防止教育を実施します。

3 安全・安心なまちづくりの推進

子どもからお年寄りまですべての人が安全・安心に暮らせる環境の整備が求められています。そのために、公共施設や交通機関等のバリアフリー化の促進だけでなく、道路や公園等の整備・点検、公営住宅等の居住性能の向上、住宅困窮者に対する支援等、暮らしを支える幅広い取組が重要です。

また、子どもが事故や犯罪に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。そのために、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室や見守り活動の実施等、総合的な事故防止対策及び防犯対策を推進します。

さらに、青少年の健全育成については、町内パトロール等を実施し、青少年の非行の早期発見と対応に努めます。

(1) 障壁のないまちづくりの推進

施策・事業	担当課	取組方針
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	生涯学習課 保健福祉課 総務課 建設課	子どもや子育て中の家庭はもちろん、すべての人に安全で安心なまちづくりに向け、段差の解消、エレベーター・多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設等の改修・修繕を行い、利用者にとって快適な状態の維持に努めます。 また、公営住宅等については、既設ストックの活用による居住性能の向上を図り、住宅需要に対応した整備に取り組みます。

(2) 安心して子育てできる住環境づくり

施策・事業	担当課	取組方針
緊急時の居住支援	建設課	現在のストックを最大限に活用し、住宅セーフティネットの中核として公営住宅を供給します。また、地域の社会福祉と連携しながら、緊急を要する子育て世帯等の住宅困窮者に対し、円滑な入居を支援するなど、住宅困窮者の受け皿としての役割を担っていきます。

(3) 快適な公園環境の整備

施策・事業	担当課	取組方針
公園等の整備	建設課 水産課 商工観光課 各支所 保健福祉課 御荘夢創造館	誰もが安心して快適に過ごすことができる憩いの場として、公園の維持管理や設置遊具の定期点検を行うとともに、必要に応じた補修等により、安全な環境づくりに努めます。

(4) 安全な道路交通環境の整備と啓発・指導活動

施策・事業	担当課	取組方針
歩道の整備促進や安全確保のための維持管理	建設課	主要な路線や通学路を主眼に置き、歩行者の安全確保のため、地区要望等も踏まえながら歩道の整備や維持補修を行います。
交通安全教室	総務課	保育所において、毎年1回、交通安全教室を実施し、幼児期からの交通安全への意識の啓発に努めます。今後は、実施していない保育所がある場合には、実施の指導を行います。
交通安全活動	総務課 学校教育課 生涯学習課	交通事故のないまちづくりに向け、愛南町交通安全指導員等の街頭指導、警察署員による指導活動、PTA及び老人クラブの登下校時における見守り活動により、交通安全を推進します。また、各校において毎年、関係機関の協力を得て、交通安全教室や自転車点検等を行います。見守り体制が手薄な地域については、学校から積極的に依頼するよう指示します。

(5) 子ども等の安全の確保

施策・事業	担当課	取組方針
事故防止対策	学校教育課 保健福祉課	家庭での事故防止策を働きかけるとともに、大人と地域が子どもの事故予防の認識を深めて、見守り活動の促進と、事故が起こった場合に初期対応ができるよう、啓発活動に努めます。通学路の危険箇所については、関係機関・学校による合同点検を行います。また、自転車のヘルメット着用、自転車保険の加入を強く推進していきます。
まもるくんの家 (子ども110番の家)	学校教育課	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を行う「まもるくんの家」(子ども110番の家)の確認、看板の新設を実施するとともに、登下校時の見守りについても依頼します。
防犯対策	生涯学習課	青少年の健全育成を推進する関係機関・団体と連携し、青少年非行の早期発見と対応に努めます。また、ボランティアやPTA関係者による巡視・挨拶活動を実施するとともに、見守り活動を継続し、防犯体制の強化に努めます。さらに、町内パトロールを推進し、地域の子どもは地域が守る意識の醸成を図ります。

4 親子がともに学べる環境の整備

家庭教育が子どもの人格形成の重要な役割を担っていることから、地域の関係機関が連携し、多くの保護者が子育てについて学べる環境の整備を行い、家庭環境の向上に努めます。

また、次代を担う子どもたちの豊かな人間性と人間関係を育むための取組として、体験学習やボランティア活動、レクリエーション活動等を実施するとともに、学年が異なる児童や他学校の児童との交流の場の提供、放課後の時間や夏休み期間中の子どもの居場所の確保を行い、子どもの心身の健全育成を図ります。

教育については、指導内容の充実や教職員等の資質の向上を推進するとともに、学校施設等の教育環境の整備に取り組み、児童生徒が積極的に学ぶことができる環境づくりを目指します。

(1) 親になるための学習環境の整備

施策・事業	担当課	取組方針
子育て講座	生涯学習課	夏休み期間中や日曜日、参観日等の保護者の集まる機会を利用し、実習や体験イベント、食育等の学習について、町内講師を迎えて実施します。 今後も、保護者のニーズに応じた事業内容を心がけ、数多くの保護者が参加できるよう取り組んでいきます。

(2) 子どもの活動の場や機会の提供

施策・事業	担当課	取組方針
児童館活動の推進	保健福祉課	町内児童を対象に、健全な遊びの場を与え、情操を豊かにするとともに、学習活動や体験学習を通して自主性、社会性及び創造性を養い、心身の健やかな育成に努めます。 また、異学年児童や他学校の児童との交流の場となれるよう、各種活動教室や季節のイベントのほか、新規イベント等を企画・開催するなど、事業内容にも創意工夫を心がけ、数多くの児童が参加できるよう取り組んでいきます。 施設については、老朽化に伴う改修や新築等の検討を行います。
保育所・幼稚園・学校開放	保健福祉課 学校教育課	体験入園・体験入学の推進・充実を図り、未就園児・小学校就学前児童への保育所・幼稚園、学校の開放に取り組みます。 また、施設の開放による業務への影響や、管理面の問題等を検討します。
青少年ボランティア活動推進事業	生涯学習課 保健福祉課	町内の各種ボランティア団体との連携により、青少年ボランティア活動の場の提供、情報提供、指導者の紹介、青少年相手の相談、アドバイス等を行い、小・中・高校生等のボランティア活動への参加機会の拡充とボランティア精神の育成に努めます。
放課後子ども教室	生涯学習課	平日の放課後には、学習支援を目的とした「子ども塾」を小学校区に開設します。また、夏休み期間中には、就労等で昼間保護者がいない家庭の小学1～3年生の居場所として「夏休み子ども教室」を開設します。 「放課後子ども教室」が未設置の小学校区については、地域でのニーズや指導員の確保状況等を確認の上、個別に事業実施を検討します。

(3) 個性を大切にした教育の推進

施策・事業	担当課	取組方針
確かな学力の向上	学校教育課	基礎、基本を身につけ、自ら学び、考える力を育むため、少人数やチーム・ティーチング*指導を実施するなど、指導方法の工夫・改善に取り組めます。 今後は、新学習指導要領に対応できるよう、より一層子どもが幅広く興味・関心を持つ授業を推進する必要があります。そのため、国の動向を素早くつかみ、その内容を研修に反映させていきます。
開かれた学校づくり	学校教育課	町内すべての小・中学校にコミュニティ・スクール*を導入しており、これまで以上に「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいます。 学校運営協議会を活用し、引き続き学びの場の充実に努めるとともに、今後は、学校や地域の特色を生かしながら持続可能な仕組みづくりを推進します。
体験活動事業	学校教育課 生涯学習課	地域と連携しながら小・中学生の職場体験、宿泊体験等の体験学習機会の充実に努めるとともに、道徳教育の推進を図り、子どもたちの学習を支援します。また、郷土を愛し、地域を担う人材の育成に向けたキャリア教育を推進します。
環境教育	環境衛生課	自然環境を観察し環境問題への意識啓発として、教育の中に環境美化活動や社会貢献活動等を取り入れ、心の教育やボランティア精神の醸成、公共心、公德心の育成に取り組めます。
不登校・ひきこもり児童・生徒への対応	学校教育課	不登校・いじめ・進路等の問題の解消や予防のために、教育相談員による適切な指導や相談活動等を充実させるとともに、地域での見守り活動を推進します。また、町保健師をはじめとした、学校外部の関係機関とも積極的な連携を図り、児童生徒本人・保護者を支える体制づくりに努めます。

(4) 地域活動への支援

施策・事業	担当課	取組方針
青少年活動の推進	生涯学習課	学校、家庭、地域が連携・協働して、基本的な生活習慣(しつけ)、社会のマナーを守ることの規範を保護者(家庭)と地域(住民)が教えていく環境づくりを進め、次代を担う子どもたちの健全育成を支援します。また、地域人材を活用し、保護者を対象とした子育て講座や、子ども向けの体験教室を実施します。
地域スポーツ活動の推進	生涯学習課	地域住民が自発的にスポーツを楽しみ、体力の向上を図るとともに、地域社会での交流を広げ、充実した生活を送ることができスポーツ環境の育成に努めるとともに、子どもたちのニーズや地域の実情を踏まえながら、各種スポーツ大会やレクリエーション活動を支援します。

* チーム・ティーチング (team teaching) …数名の指導者がチームをつくって児童生徒の指導を担当する組織の一形態。

* コミュニティ・スクール (community school) …学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づいた仕組みです。

(5) 教育施設の整備充実

施策・事業	担当課	取組方針
学校施設の環境整備	学校教育課	児童生徒が使いやすく、教育内容に対応した学校施設環境・教育環境の整備に努めます。



5 親子の健康の確保・成長の支援

妊娠、出産にかかる女性の負担は大きく、育児不安や育児ストレスを訴える親が増加しています。そのため、安心して妊娠・出産できるよう、医療機関・保健機関等との連携を図り、継続的な支援体制づくりを推進するとともに、子育て情報の提供や親同士の交流を促進することで、保護者の不安や負担の軽減に努めます。

また、各種健康診査を通して親子の健康の保持・増進に取り組むとともに、疾病・異常の早期発見に努めます。特別に支援が必要な児童については、家庭や保育所への訪問を行い、児童に応じた療育や医療機関につなげるなど、適切な支援を行います。

さらに、親子の健康を増進する取組として、ライフステージ*に応じた食育、こころのケアや思春期保健対策の実施・充実に努めます。これらの取組については、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関との連携を図りつつ、子育て支援と自殺対策を連動させ、妊娠期から継続した支援を推進します。

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

施策・事業	担当課	取組方針
母子健康手帳の交付	保健福祉課	妊娠届出のあった妊婦を対象に、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の発行時にはアンケートを実施し、個別面談により、生活・栄養面の指導を実施します。今後も、安心して出産・育児ができるよう支援を行い、関係課担当者や、保育所、保健所、医療機関とも情報交換を行います。特に、要配慮者については、町内外の関係部署と連携をとり、個々に応じた丁寧な関わりを心がけます。
訪問事業	保健福祉課	妊産婦、乳幼児、児童生徒を対象に、妊娠期間中から、出産・子育てと、個別に経過を把握し、疾病や障がいでなく、育児不安や虐待予防等、生涯を見通した継続的な支援を行います。また、支援が必要な児童及び家庭に対しては、医療機関・保育所等関係機関と連携し継続した支援をしていきます。
育児相談事業	保健福祉課	主に就園までの乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の発育・発達の確認、子育てや栄養に関する相談を実施します。また、子育て情報の提供や、保護者同士の交流を通し、保護者の育児負担の軽減に努めます。出生数の減少に伴い、利用者が減少してきていますが、地域での子育て支援を継続します。

* ライフステージ (life stage) …人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられます。

(2) 子どもや母親の健康の確保

施策・事業	担当課	取組方針
(医療機関委託) ・妊婦・乳児一般健康診査 ・幼児健診精密検査	保健福祉課	妊婦及び乳幼児の受診勧奨をし、医療機関と連携して疾病・異常の早期発見・対応を図るとともに、育児支援・健康増進の援助・助言を行います。 3歳児健診の視聴覚検査において精密検査が必要と診断された場合は、精密検査受診券を発行します。 要フォロー児については、経過を把握し、早期支援が適切にできるよう、医療機関との連携を図ります。
予防接種	保健福祉課	赤ちゃん訪問時に予防接種手帳を発行し、予防接種の説明を行います。 また、乳幼児健診等の機会を活用し、適切な時期に接種できるよう説明を行うとともに、園児、児童、生徒に対しては、保育所や学校で接種勧奨のチラシを配布し、乳幼児期からの予防接種の必要性や接種方法を伝えていきます。
乳幼児健診（歯科健診）	保健福祉課	乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、身体測定、問診、歯科診察、内科診察、歯科相談、栄養相談、心理相談、生活指導を行い、子どもの発育・発達の確認と異常の早期発見、並びにその後のフォローにつなげていきます。 また、要フォロー児については、事前に家庭や保育所等への訪問を実施し、観察ポイントを絞った健診を行うとともに、スタッフで今後の支援について検討を行います。
地域医療関係機関との連携充実	保健福祉課	親や子どもの健康の確保・増進に向けて、地域医療機関との連携を充実するとともに、かかりつけの小児科医を持つことを奨励していきます。また、ガイドブックを作成し、適正受診やかかりつけ医について周知します。 支援の必要な子ども等については、適時医療機関と連携をとっていきます。
子育て推進員活動【再掲】	保健福祉課	子育てに関する研修会を行い、子どもの心と体の発達について学習し、みんなで子育てを見守り、支援できる体制づくりを目指します。 また、任期終了後も継続して活動できるよう、学習の機会の提供に努めます。
療育連絡会	保健福祉課	保護者、医療機関、療育機関、保育機関、学校関係者を対象に、情報交換、講話、グループワーク*等を行い、情報の共有を行うことで各々の役割を認識し、ライフステージに沿った支援につなげていきます。 また、関係機関と保護者が気軽に相談しあえる関係づくりを図ります。 今後も、新しい制度や取組について情報を共有しながら、支援が必要な子どもたちも安心して、生活ができる地域づくりを目指します。

* グループワーク (group work) …個人や集団が抱える問題に効果的に対処するため、グループ活動を通じて援助する社会福祉実践の一方法。

(3) 食育の推進

施策・事業	担当課	取組方針
乳児栄養相談	保健福祉課	生後3～4か月児の保護者を対象に、離乳食の実習・相談を行い、適切な時期に離乳食を開始できるよう、支援を行います。また、親同士が交流し、子育ての悩みや不安の解消を図れるよう取り組むとともに、スタッフの役割を検討していきます。出生数の減少に伴い、参加者も減少傾向にあることから、今後は、教室の実施回数や実施内容、参加勧奨の方法等を見直していきます。
子どもの食育教室	保健福祉課	園児、児童、生徒とその保護者を対象に、食物にふれ、料理をすることにより、食への興味を持ち、自分自身の問題点につながるよう、食生活や生活習慣についての知識を普及していきます。また、参加申込時等、事前に参加者のアレルギー有無等の確認をし、配慮していくとともに、家庭でも親子で実践できるように持ち帰りの資料を配布し、食育を推進します。引き続き、町内の小学校や放課後児童クラブ、中学校と協働で実施していくとともに、今後は、今まで実施できていない学校にも対応していきます。
食生活改善推進員の養成・育成（食生活改善推進協議会）	保健福祉課	食生活改善推進員を育成し、地域において子どもから高齢者等へ食生活の改善や食育の推進を図ります。また、関係課や学校等と協力し、健康づくりリーダーの組織間ともつながりを持ち、地域での活動の場を広げていくよう支援します。今後も、食改活動に生かせるように、栄養や健康づくりに関する情報提供を行うとともに、あらゆる機会を通じて新規会員の確保に努めます。
学校給食等	学校教育課	子どもたちが望ましい食習慣や栄養を知り、身につけてもらえるように、特別活動や家庭科の時間等において、栄養士と教員が食に関する指導の充実に努めるとともに、学校での給食等を通じてさまざまな食体験（地元産の食材の活用等）の機会づくりに取り組みます。

(4) 思春期保健対策の推進

施策・事業	担当課	取組方針
薬物乱用防止・喫煙防止啓発運動	保健福祉課	麻薬や覚せい剤等の乱用を防止するため、薬物に対する正しい知識の啓発、乱用を許さない社会の構築を目指します。小・中学校の希望に応じて、薬物乱用防止・喫煙防止教室を実施することにより、児童生徒が煙草やアルコール等の害を理解し、薬物に手を出さない意識付けを行っていきます。
高校生のひとり立ちサポート事業	保健福祉課	高校生を対象に、社会に出た時やひとり暮らしを始める時に必要となる知識や技術を身につけてもらうよう、健康・食事・性に関する学習の機会を提供します。自らの心と体について理解を深めるとともに、栄養の大切さや調理技術を身につけ、生きる力が育つよう支援していきます。

(5) こころのケアと相談体制の充実

施策・事業	担当課	取組方針
SOSの出し方・受け止め方に関する教育の実施	保健福祉課	町内小中学生、高校生を対象に実施体制が整った学校から「SOSの出し方教育」を実施します。また、教職員や保護者を対象に「子どものSOSの受け止め方」について情報提供します。
若年層対策の検討	保健福祉課	町内小中学生、高校生に対しアンケートを実施し、児童生徒の状況を把握して、若年層の対策を検討します。
小中学校との情報共有	保健福祉課	町内各小中学校に設置されている学校保健委員会において、「児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する教育」について情報共有します。
妊娠期からの切れ目のない支援	保健福祉課	自殺のリスクにつながる問題を抱えている人を妊娠期から把握して、学校、保育所、幼稚園等と連携し、切れ目のない支援を行います。



6 仕事と家庭生活の両立支援

男女共同参画社会や働き方の見直しが進む中、女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴い、仕事と子育てを両立できるライフスタイルを求める人が増えてきています。男性も含めたすべての人が仕事と子育てのバランスがとれた多様な働き方ができるよう、啓発活動や雇用環境の改善に努めるとともに、育児休業制度や各種手当等の周知・利用促進を図り、仕事も子育てもしやすいまちづくりを推進します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

施策・事業	担当課	取組方針
延長保育事業	保健福祉課	急な仕事や家庭の事情などで、保育所に長く児童を預ける必要が出た場合に、保育所の開所時間を限度として、延長保育を行って児童を預かります。 今後は、保育士の負担を考慮し、延長保育を実施する園、しない園の分担について検討する必要があります。

(2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の推進

施策・事業	担当課	取組方針
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	商工観光課	企業に対して、労働条件に関する事項等の周知を図るとともに、妊娠・出産期の配慮やSOHO*、短時間勤務等の子育てに優しい多様な就業形態の導入等についての啓発や環境整備を推進します。 大規模事業者については周知が図られており、体制が整っているものの、中小企業や個人事業者についてはまだ整備が行き届いていない部分があるため、事業趣旨を理解していただけるよう引き続き周知・啓発に努めます。
育児休業制度等の周知と取得促進	企画財政課	育児休業制度の積極的な活用、育児休業制度への理解と取得を推進するとともに、社会のシステム全体でサポートできる体制づくりに努めます。また、町の職員から意識を高めるために研修会を行います。
男女共同参画社会の推進	企画財政課	家族を構成する男女が相互に協力し、家事や育児等において理解を示し、家族の一員としての役割を円滑に果たし、仕事と育児等の両立支援を推進し、家族を構成する男女が協力しあう子育ての男女参画意識の向上を図ります。 今後は、愛南町男女共同参画学習会支援事業補助交付要綱に基づき、広報や啓発活動を行います。

* SOHO（ソーホー）〈small office/home office〉…「スモールオフィス/ホームオフィス」の略。パソコンやインターネットを駆使して個人や中小企業がビジネスを展開する自宅や小規模の事業所のこと。

(3) 育児中の親の再就職支援

施策・事業	担当課	取組方針
就職支援事業	商工観光課	愛南町就職支援センターにおいて、求職相談・登録事業、求職情報の照会・斡旋事業、就職活動相談事業等、きめ細かな就職支援を行っています。 今後も、求職者からの相談に対応できるよう、広く情報を収集するとともに、企業訪問の際に事業説明を行うなど、継続して事業に取り組めます。

(4) 子育ての経済的支援

施策・事業	担当課	取組方針
児童手当	保健福祉課	児童を養育している方に手当を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。 引き続き、受給資格者がもれなく児童手当・特例給付の支給が受けられるよう、児童手当制度の目的及び趣旨を周知します。
児童扶養手当	保健福祉課	父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡もしくは一定の障がいの状態にある児童を監護している方に対し、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。 今後も、県や関係課との連携のもと、認定請求及び異動に伴う変更届等の受付をし、県への進達を行います。
特別児童扶養手当	保健福祉課	精神または身体に障がいのある児童を家庭内において監護している方に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。また、保健師、療育関係機関等との連携を密にし、対象者の申請漏れがないよう、制度の周知に取り組めます。
災害遺児福祉手当	保健福祉課	交通災害、労働災害及び天災等による遺児の保護者に対して災害遺児福祉手当を支給することにより、遺児の福祉を増進します。 該当者があった場合に速やかに対応できるよう、今後も児童扶養手当手続き等の機会をとらえ、制度の周知及び利用促進に努めるとともに、随時異動状況を確認する必要があります。
保育料の軽減	保健福祉課	町独自の保育料階層設定及び第2子保育料無料化により保護者負担の軽減に努めます。 今後も、国の動向を確認しつつ、現状の軽減を行っていきます。
出産子育て支援金交付事業	町民課	出産育児の費用軽減を図ることで、愛南町で安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めます。
子ども医療費	町民課	子育て世帯の経済的及び精神的負担の軽減を図り、子どもの保健の向上及び福祉増進に努めます。 通院及び入院の健康保険適用の一部負担金については、現物給付または窓口での申請による償還払いで助成します。
乳幼児用紙おむつ券交付事業	保健福祉課	申請・審査により乳幼児用紙おむつ券の交付を行い、保護者の経済的負担を軽減します。

7 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取組の推進

子どもの健全な発達に向けて、ひとり親家庭や、障がいのある子どもを持つ家庭、経済的困難を抱える家庭への支援を推進します。保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深めることにより、家庭の状況や子どもの発達・障がいに応じたきめ細やかな支援の実施に努めます。

また、児童虐待の防止から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的・効果的に支援が行えるように、関係機関との連携を強化し、子育て家庭を見守る環境づくりを推進します。

(1) ひとり親家庭への生活支援

施策・事業	担当課	取組方針
ひとり親家庭への総合相談	保健福祉課	県の母子自立支援員との連携により自立支援を推進するとともに、制度周知等の情報提供に努めます。今後は、相談内容も多岐にわたることが想定されることから、自立支援員と十分に協議し、対応していきます。
ひとり親家庭への経済的援助	保健福祉課	貸付金制度等の周知を行うとともに、返済計画も含めた精査を十分に行い、ひとり親世帯が自立し、安心して生活できる環境をつくります。
ひとり親家庭学習支援事業	保健福祉課	ひとり親家庭の小中学生を対象に、愛南町母子寡婦福祉会の運営により学校OB等のボランティア支援員が無料の勉強会を実施します。

(2) 成長・発育の支援

施策・事業	担当課	取組方針
居宅介護支援事業	保健福祉課	在宅で身体障がいのある子どもが自立と社会参加ができるように、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体等の介護サービスを提供します。
保育所での障がい児保育の充実	保健福祉課	障がいのある子どもを受け入れている保育所に対し、保育士の加配、または加配分の助成をすることで、保育所において障がいのある子どもの受け入れを可能にし、障がいのある子どもが適切な環境の下で、他の児童との集団生活を通して健全な発達ができるよう努めます。
特別支援教育	学校教育課	保護者との連携を強化し、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を進めます。また、障がいの有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けられるよう条件整備に取り組むほか、特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方について研究し、適切な対応に努めます。
日中一時支援事業	保健福祉課	障がい児（者）を持つ家族の就労支援及びレスパイトケア*の必要性から、各事業所と委託契約を結び、障がい児（者）に対して、日中における活動の場を提供し、見守りや訓練等を行います。今後も継続して事業を実施し、障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ります。

* レスパイトケア (respite care) …乳幼児や障がい児（者）、高齢者などを在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのこと。

施策・事業	担当課	取組方針
障害児通所支援事業	保健福祉課	御荘福祉施設協会に事業委託を行い、通所による療育を希望する乳幼児から小学校6年生までの障がいのある子どもに対して、生活訓練・社会適応訓練・機能回復訓練・外来相談等を行います。

(3) 児童虐待防止対策の充実

施策・事業	担当課	取組方針
虐待防止・対応講座	保健福祉課	保育所や子育て支援機関と連携しながら、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。 また、育児相談時等の場を活用し、子育てに関する情報を提供するとともに、個別に育児に関する相談支援を行うことにより、児童虐待の防止に努めます。 今後は、体罰の禁止についてパンフレットを作成し、周知していきます。
虐待相談事業	保健福祉課	要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携しながら、要保護家庭の見守りや対応を行います。要保護児童対策地域協議会の会議は、スタッフの意識向上や、対応方法についての知識を得る上で良い機会となっているため、今後も運営を通してスタッフの人材育成を行っていきます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策・事業	担当課	取組方針
準要保護援助事業	学校教育課	経済的理由によって就学困難な児童生徒の就学奨励のために、学用品費・修学旅行費等に対し、必要な援助を行います。 準要保護の認定者は増加傾向にあり、その原因として、離婚による世帯収入の減少や、母子家庭者の転入の増加等があげられます。今後は、こうした現状の改善も視野に入れた取組が必要となっています。
要保護援助事業	学校教育課	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して修学旅行などの費用を援助します。

第5章 推進体制

1 住民や地域関係団体との協働

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

2 庁内の推進体制

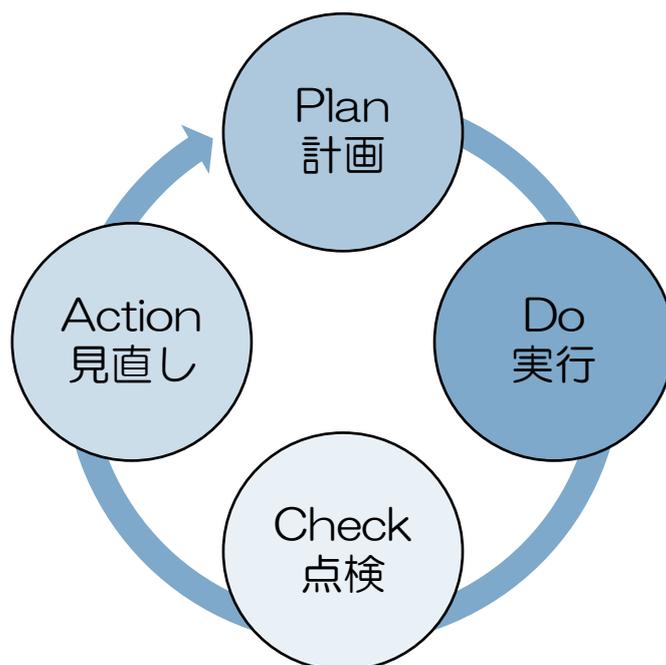
子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめさまざまな分野にわたるため、保健福祉課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進捗状況の管理・評価

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、愛南町子ども・子育て会議において計画の進捗状況について確認する機会を設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

【PDCAサイクル】





第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画

発 行：愛南町 保健福祉課

発 行 年 月：令和2年3月

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777